

令和3年度東京都北区居住支援協議会総会・居住支援セミナー 次第

1 総会（議題）

- | | |
|---|---------------|
| （１）東京都北区居住支援協議会会則の改正について・・・・・・・・・・ | 資料 1-1、資料 1-2 |
| （２）令和4年度の取組みについて・・・・・・・・・・ | 資料 2 |
| （３）報告事項（令和3年度の活動報告） | |
| ➤ 居住支援に係る包括連携に関する協定の締結について・・・・・・・・ | 資料 3-1 |
| ➤ 住宅確保要配慮者の補償サービス付き・見守り電球初回登録料助成事業の実績報告について・・・・・・・・ | 資料 3-2 |
| ➤ 大家さんアンケートの結果報告について・・・・・・・・ | 資料 3-3 |

2 セミナー

- | | |
|--|---------------|
| （１）福祉分野と連携した居住支援の活動 ～連携からチーム化へ～
吉祥ハウジング有限会社 天野 誠一郎氏・・・・・・・・ | 資料 4 |
| （２）福祉の目線からのすまいさがし
赤羽北高齢者あんしんセンター 社会福祉士 内田 裕史氏・・・・ | 資料 5-1、資料 5-2 |

【送付資料一覧】

- ・開催通知
- ・次第
- ・書面表決書
- ・返信用封筒
- ・参考資料 東京都北区居住支援協議会 会員名簿
- ・資料 1-1 東京都北区居住支援協議会会則 改正（案）
- ・資料 1-2 東京都北区居住支援協議会会則 新旧対照表
- ・資料 2 令和4年度の取組みについて（案）
- ・資料 3-1 居住支援に係る包括連携に関する協定の締結について
- ・資料 3-2 住宅確保要配慮者の補償サービス付き・見守り電球初回登録料助成事業の実績報告について
- ・資料 3-3 大家さんアンケートの結果報告について
- ・資料 4 福祉分野と連携した居住支援の活動 ～連携からチーム化へ～
- ・資料 5-1 福祉の目線からのすまいさがし
- ・資料 5-2 高齢者あんしんセンターパンフレット



参考資料

東京都北区居住支援協議会 会員

役職	会員
会長	東京都北区まちづくり部長
副会長	東京都北区健康福祉部長 ※組織改正に伴い、4/1以降は「福祉部」となります。
会員	公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会 北区支部
	公益社団法人 全日本不動産協会東京都本部 城北支部
	北区民生委員児童委員協議会
	社会福祉法人 北区社会福祉協議会
	特定非営利活動法人 ピアネット北
	特定非営利活動法人 北区精神障害者を守る家族会飛鳥会
	特定非営利活動法人 学生支援ハウスようこそ
	公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター
	東京都北区健康福祉部 ※組織改正に伴い、4/1以降は「福祉部」となります。
	東京都北区まちづくり部
	東京都北区教育委員会こども未来部

東京都北区居住支援協議会会則

第1章 総則

（名称）

第1条 本会は、東京都北区居住支援協議会（以下「協議会」という。）という。

（目的）

第2条 協議会は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）に基づく低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育している者その他の住宅の確保に特に配慮を要する者（以下「住宅確保要配慮者」という。）に対する賃貸住宅の供給の促進に関し、住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な支援について協議することにより、東京都北区における福祉の向上と豊かで住みやすい地域づくりに寄与することを目的とする。

（活動）

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等に関すること。
- 二 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定に関すること。
- 三 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する啓発活動その他の住宅市場の環境整備に関すること。
- 四 前3号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事業

第2章 組織

（会員）

第4条 協議会の会員は、別表のとおりとする。

- 2 会員の任期は、会員となった日から当該日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。

（事務局）

第5条 協議会の事務局は、東京都北区まちづくり部住宅課に置く。

第3章 役員

（役員）

第6条 協議会に次の役員を置く。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 1名
- 2 会長は、東京都北区まちづくり部長をもって充てる。
- 3 副会長は、東京都北区福祉部長をもって充てる。

（役員の任務）

第7条 役員の任務は、次のとおりとする。

- 一 会長は、協議会を代表し、会務を総括し、総会を招集して議長となる。

二 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

第4章 総会

(総会)

第8条 総会は、毎年1回、定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合又は会員の3分の1以上の請求があった場合には、その都度、臨時総会を開催する。

2 総会は、次の事項を承認議決する。

一 会則の制定及び改廃に関すること。

二 会員の変更に関すること。

三 前2号に掲げるもののほか、協議会に関する基本的事項及び重要事項を決定すること。

3 会長は、必要があると認めるときは、会員以外の者の出席を求めることができる。

4 会長は、やむを得ない事由により総会を開く余裕のない場合においては、議案を記載した書面を会員に送付し、その意見を徴し又は賛否を問い、その結果をもって総会の議決に代えることができる。

(定足数等)

第9条 総会は、会員の過半数の出席により成立し、総会の議事は、出席者の過半数によって決する。

2 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又はその権限の行使を他の会員に委任することができる。

3 前項の規定による書面による表決又はその権限の行使を他の会員に委任したものは、総会に出席したものとみなす。

第5章 その他

(秘密の厳守)

第10条 会員は、第3条の事業の実施において知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。

(雑則)

第11条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この会則は、平成31年3月25日から施行する。

2 協議会の設立の日に会員となったものに係る第4条第2項の規定の適用については、「会員となった日から当該日が属する年度の末日まで」とあるのは、「協議会の設立の日から当該日が属する年度の翌年度の末日まで」と読み替えるものとする。

附 則

この会則は、令和2年3月27日から施行する。

附 則

この会則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和４年４月１日から施行する。

別表（第4条関係）

会 員
公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会 北区支部 公益社団法人 全日本不動産協会 東京都本部 城北支部 北区民生委員児童委員協議会 社会福祉法人 北区社会福祉協議会 特定非営利活動法人 ピアネット北 特定非営利活動法人 北区精神障害者を守る家族会飛鳥会 特定非営利活動法人 学生支援ハウスようこそ 公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター 東京都北区福祉部 東京都北区まちづくり部 東京都北区教育委員会子ども未来部



東京都北区居住支援協議会会則 新旧対照表

改正後	現行
第1条～第5条（省略） （役員） 第6条 協議会に次の役員を置く。 一 会長 1名 二 副会長 1名 2 会長は、東京都北区まちづくり部長をもって充てる。 3 副会長は、東京都北区<u>福祉部長</u>をもって充てる。 第7条～第11条（省略） 付則（省略） 附 則 この会則は、令和4年4月1日から施行する。	第1条～第5条（省略） （役員） 第6条 協議会に次の役員を置く。 一 会長 1名 二 副会長 1名 2 会長は、東京都北区まちづくり部長をもって充てる。 3 副会長は、東京都北区<u>健康福祉部長</u>をもって充てる。 第7条～第11条（省略） 付則（省略）

（裏面有）

改正後	現行
別表（第4条関係）	別表（第4条関係）
会 員 公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会 北区支部 公益社団法人 全日本不動産協会 東京都本部 城北支部 北区民生委員児童委員協議会 社会福祉法人 北区社会福祉協議会 特定非営利活動法人 ピアネット北 特定非営利活動法人 北区精神障害者を守る家族会飛鳥会 特定非営利活動法人 学生支援ハウスようこそ 公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター 東京都北区<u>福祉部</u> 東京都北区まちづくり部 東京都北区教育委員会子ども未来部	会 員 公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会 北区支部 公益社団法人 全日本不動産協会 東京都本部 城北支部 北区民生委員児童委員協議会 社会福祉法人 北区社会福祉協議会 特定非営利活動法人 ピアネット北 特定非営利活動法人 北区精神障害者を守る家族会飛鳥会 特定非営利活動法人 学生支援ハウスようこそ 公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター 東京都北区<u>健康福祉部</u> 東京都北区まちづくり部 東京都北区教育委員会子ども未来部



令和4年度の取組み（案）

事業

■住宅確保要配慮者の補償サービス付き・見守り電球初回登録料助成事業（継続）

北区内で住宅確保要配慮者が入居の際に、オーナーが自己所有の賃貸住宅に「補償サービス付き・見守り電球」を設置した場合、初回登録料に相当する額として1住戸1か所に限り、16,500円（上限）を助成する。

受付期間：4/1～3/31

予算額：165,000円（10件分）

■居住支援ニュースの発行

掲載内容等によりスケジュールは
変動

■居住支援セミナーの開催

11月～2月頃の開催を予定

上半期

下半期

■庁内連絡会①

■庁内連絡会②

■庁内連絡会③

■庁内連絡会④

会議

■総会の開催

案件により開催

■総会の開催

活動報告や今後の取組み
について協議

※新型コロナウイルス感染症拡大等の影響により変更となる可能性があります。

報告事項（令和3年度の活動報告）

◆居住支援に係る包括連携に関する協定の締結について

- 協定締結日：令和3年6月28日（月）
- 協定団体：ホームネット株式会社
公益社団法人東京都宅地建物取引業協会北区支部
公益社団法人全日本不動産協会東京都本部城北支部
東京都北区
- 内容：協定締結で、区と両不動産関係団体加盟会員及び居住支援法人ホームネット株式会社との協力体制を構築し、地域の家主や不動産店の協力を得るとともに居住支援サービスの更なる活用により住宅確保要配慮者の円滑な部屋探しを推進する。



（令和3年6月28日プレス資料）

報告事項（令和3年度の活動報告）

◆住宅確保要配慮者の補償サービス付き・見守り電球初回登録料助成事業の実績報告について

- 事業開始日：令和3年8月2日
- 事業内容
北区内で住宅確保要配慮者が入居の際に、オーナーが自己所有の賃貸住宅に「補償サービス付き・見守り電球」を設置した場合、初回登録料に相当する額として1住戸1か所に限り、16,500円（上限）を助成する。
- 令和3年度の実績：0件
（令和4年3月11日時点）
- 令和4年度に向けて
引き続き、不動産団体等と協力し、積極的な広報活動を行う。
予算額：165,000円（10件分）



（ハローライトのパンフレット）



報告事項（令和3年度の活動報告）

◆大家さんアンケートの結果報告について（1/3）

・概要

住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への円滑な入居促進について、広く意見を収集するため、東京都宅地建物取引業協会北区支部及び全日本不動産協会東京都本部城北支部にご協力をいただき、大家さんアンケートを実施しました。

FAX:03-3908-2244 住宅課住宅計画係 行

東京都宅地建物取引業協会北区支部会員の皆様へアンケートのお願い

このほど、北区では、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への円滑な入居促進について、広くご意見をいただくため、東京都宅地建物取引業協会北区支部様にご協力をいただき、アンケートを実施することになりました。ご多忙のところ恐縮ですが、以下の該当するところに ☒ をいれて、FAXにてご回答願います。（期限：令和3年11月4日まで）

Q1 賃貸住宅の住宅確保要配慮者（低所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯等）の入居希望を受け入れの状況はどのようなことが多いですか。

- ☐ ①受け入れはしていない
☐ ②状況を確認し、可能な場合は、受け入れしている
☐ ③設定された入居要件を満たせば受け入れている
☐ ④その他（ ）

Q2 【Q1で①②④を選択された方のみ】

住宅確保要配慮者の受け入れの支障となる要因は何ですか（複数回答可）

- ☐ 独居高齢者の心身の衰えによる不安（ガス等の誤操作など）
☐ 孤独死等で「事故物件」となるリスクがある
☐ 孤独死等で残置物処理、現状回復の費用負担、家賃滞納などの金銭的リスクがある
☐ 近隣トラブル等のリスクがある
☐ その他（ ）

Q3 住宅確保要配慮者の入居の受け入れのために、行政からどのようなサポートがあることが望ましいと思いますか？（複数回答可）

- ☐ 住宅確保要配慮者の受け入れの事例紹介等の情報提供
☐ 家賃債務保証料助成（賃借人の家賃支払いの債務を保証する料金を助成する制度）
☐ 緊急連絡先の紹介制度（緊急連絡先がない場合に代替として利用できる制度）
☐ 孤独死等を防ぐための見守りサービス利用料の助成
☐ 孤独死等の原状回復費用を補償する保険の保険料の助成
☐ その他（ ）

Q4 以下の北区の転居費用助成制度のうちご存じのものをお選びください

- ☐ 高齢者世帯住み替え支援助成（要件あり）
65歳以上の高齢者世帯、助成額5万円、立ち退きの場合上乗 15万円
☐ ファミリー世帯転居費用助成（要件あり）
18歳未満の子を2人以上扶養・同居世帯、助成額・上乗 30万円
☐ 障害者世帯及びひとり親世帯転居費用助成（要件あり）
障害者世帯及びひとり親世帯で立ち退きの場合、助成額上乗 15万円

ご多忙のところご協力いただきましてありがとうございます。
東京都北区住宅課住宅計画係 03-3908-9201

回答先 FAX 03-3908-2244 東京都北区住宅課御中

北区の大家さんアンケートのお願い

北区では、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への円滑な入居促進を図るため、東京都宅地建物取引業協会北区支部及び全日本不動産協会東京都本部城北支部にご協力をいただき、アンケートを実施することになりました。ご多忙のところ恐縮ですが、ご協力をお願いいたします。回答は、以下の該当するところに ☒ をいれて、このままFAXしてください。

Q1 自己所有の賃貸住宅に、住宅確保要配慮者（低所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯等）の入居希望を受け入れていますが

- ☐ ①受け入れはしていない
☐ ②状況を確認し、可能な場合は、受け入れている
☐ ③設定された入居要件を満たせば受け入れている
☐ ④その他（ ）

Q2 【Q1で①②④を選択された方のみ】

住宅確保要配慮者の受け入れの支障となる要因は何ですか（複数回答可）

- ☐ 孤独死等で「事故物件」となるリスクがある
☐ 孤独死等で残置物処理、現状回復の費用負担、家賃滞納などの金銭的リスクがある
☐ 近隣トラブル等のリスクがある
☐ その他（ ）

Q3 住宅確保要配慮者の入居の受け入れのために、行政からどのようなサポートがあることが望ましいと思いますか？（複数回答可）

- ☐ 住宅確保要配慮者の受け入れの事例紹介等の情報提供
☐ 家賃債務保証料助成（賃借人の家賃支払いの債務を保証する料金を助成する制度）
☐ 緊急連絡先の紹介制度（緊急連絡先がない場合に代替として利用できる制度）
☐ 孤独死等を防ぐための見守りサービス利用料の助成
☐ 孤独死等の原状回復費用を補償する保険の保険料の助成
☐ その他（ ）

Q4 以下の北区の転居費用助成制度のうちご存じのものをお選びください

- ☐ 高齢者世帯住み替え支援助成（要件あり）
65歳以上の高齢者世帯、助成額5万円、立ち退きの場合上乗 15万円
☐ ファミリー世帯転居費用助成（要件あり）
18歳未満の子を2人以上扶養・同居世帯、助成額・上乗 30万円
☐ 障害者世帯及びひとり親世帯転居費用助成（要件あり）
障害者世帯及びひとり親世帯で立ち退きの場合、助成額上乗 15万円

ご多忙のところご協力いただきましてありがとうございます。
東京都北区住宅課住宅計画係 03-3908-9201

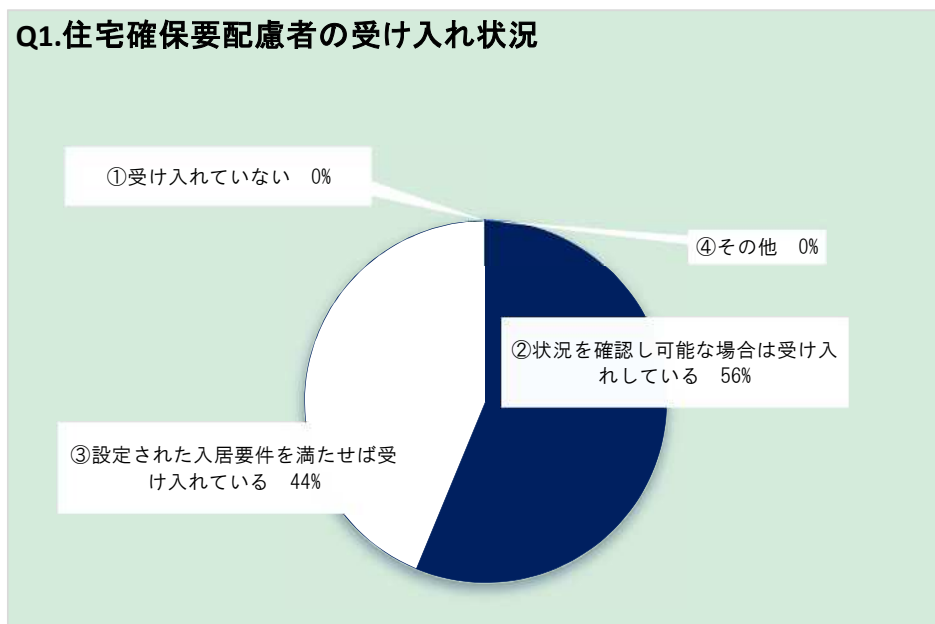
（宅建協会アンケート）

（全日協会アンケート）

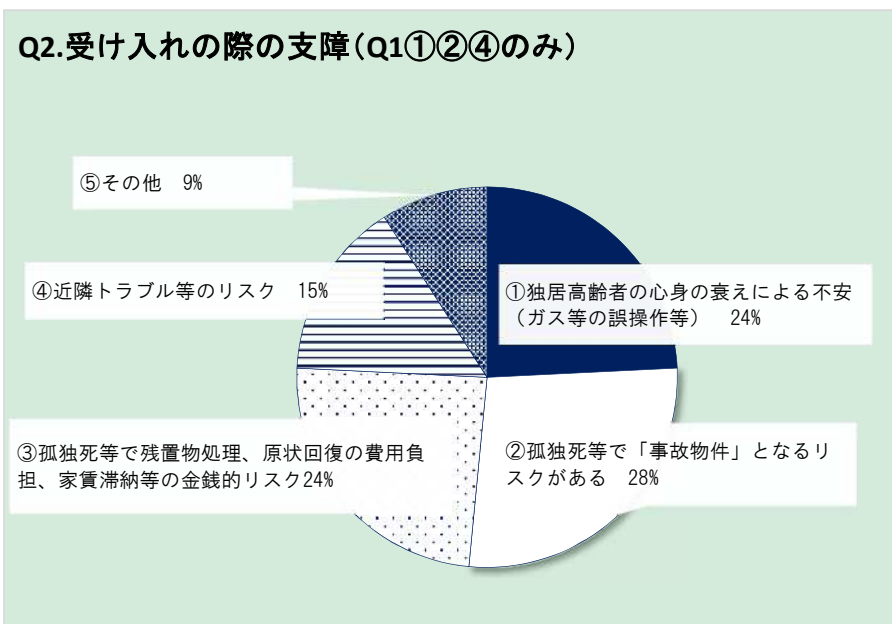
報告事項（令和3年度の活動報告）

◆大家さんアンケートの結果報告について（2/3）

Q1.住宅確保要配慮者の受け入れ状況



Q2.受け入れの際の支障(Q1①②④のみ)



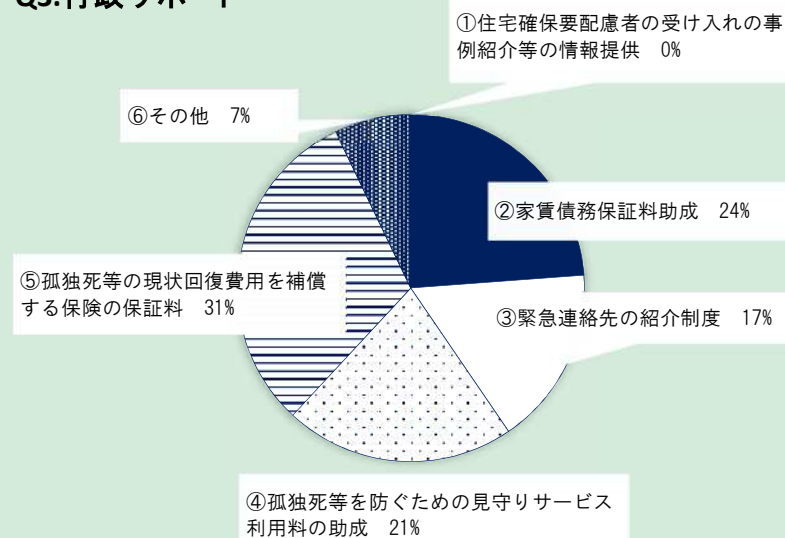
【Q2に関するその他意見】

- ・家主の承諾、緊急連絡先の確保、保証会社の承認
- ・孤独死でも宅内のみではなく病院等でなくなったとしても保障される保険料の助成
- ・リスク要因の保障助成制度、金銭面と住居者のトラブル対策 など

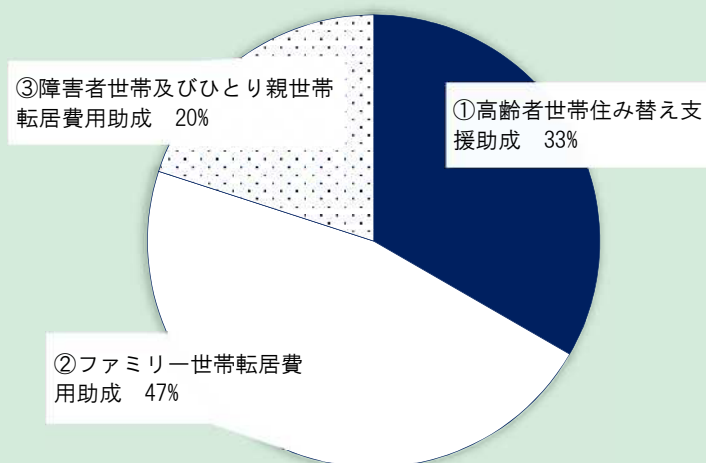
報告事項（令和3年度の活動報告）

◆大家さんアンケートの結果報告について（3/3）

Q3.行政サポート



Q4.知っている助成事業



【Q3に関するその他意見】

- ・北区が部屋を借り上げることが一番の近道
- ・何かあった際には区の担当者が前面に出て対応、これが大家さんが一番安心
- ・入居者及び近隣住民、大家さんのケア